宇土市役所組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年１０月２３日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市規則第６２号

宇土市役所組織規則の一部を改正する規則

宇土市役所組織規則（平成１２年規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１総務部の部危機管理課の項の次に次のように加える。

復興支援室	すまい再建支援班、公費解体班

別表第１健康福祉部の部すまい再建支援室の項を削る。

別表第２総務部の部危機管理課の款の次に次のように加える。

復興支援室	すまい再建支援班	1　令和８年熊本地震による被災者支援及び復興に係る総合調整に関すること。 2　震災復興本部に関すること。 3　り災世帯の住まい支援・相談に関すること。 4　被災者生活再建支援制度に関すること。 5　災害対策義援金に関すること。 6　応急仮設住宅の計画、設置に関すること。 7　賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に関すること。 8　住宅の応急修理に関すること。
	公費解体班	1　被災建物等解体・撤去支援事業に関すること。

別表第２健康福祉部の部すまい再建支援室の款を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月２８日から施行する。